

翻 訳

戴 裔 焯 著

『宋代鈔塩制度研究』(12)

安 蕪 幹 夫

第三編 鈔塩制度之縱的研究

第一章 交引塩制

- 一 入中折中與交引塩制積義
- 二 入中之嚙矢與利用茶塩折博之倡議者
- 三 解塩之通商與折博

(1)宋初解塩東西南三区之通商制度 (2)陝西州軍入中之優潤則例及紐筭
額塩方法

- 四 東南塩之通商與折博
 - 五 川塩河東塩閩広塩之折博
- (1)川塩 (2)河東塩 (3)閩広塩

以上，広島経済大学「経済研究論集」第18巻第3号

六 折中倉與塩之折博

(1)折中倉建置之倡議者及其建置年代 (2)折中倉之規制及入中支塩則例

第二章 引鈔塩制產生存在與時代需要

- 一 入中制度之来由

以上，『広島経済大学経済研究論集』第18巻第4号

二 折中制度之来由

三 引鈔塩制產生之歴史因素

第三章 范祥鈔塩制

- 一 范祥鈔塩制產生之条件
- 二 范祥及其鈔塩制

(1)范祥之略歴 (2)范祥鈔塩制

三 范祥鈔塩制推行之阻力及其推行之効果

以上、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第1号

四 范祥鈔塩制成功条件之分析

第四章 鈔塩制之變遷與頽壞

一 薛向對於解塩之措置

(1)罷州県征收塩課 (2)減沿辺八州軍器塩価 (3)改善畦夫待遇減少畦夫数額 (4)作小鈔壳解塩 (5)即永興軍置壳塩場

二 熙豊間鈔法之頽壞

(1)熙寧末鈔法頽壞之概況 (2)熙寧十年之改革 (3)改鈔以後之狀況

三 哲宗時鈔法之概況

(1)確定解塩鈔歳額為二百万緡 (2)陝西沿辺八州軍器塩復范祥旧制

以上、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第2号

四 鈔塩制變遷與頽壞之剖釈

第五章 鈔塩制及其功能之轉變

一 鈔塩制功能轉變之外觀

二 鈔塩制轉變之因素

以上、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第4号

三 崇寧初措置鈔法之講議司

附都省講議司提挙詳定參詳官姓名表

四 崇寧大觀間之鈔塩制

(1)蔡京改鈔法之嚆矢 (2)買鈔所之設置與換鈔法 (3)崇寧大觀間之貼納對帶循環法 (4)蔡京崇寧間對於鈔法之其他措置 (5)大觀末之改革

以上、『広島経済大学経済研究論集』第20巻第1号

五 政和宣和間之鈔塩制

六 鈔塩制屢變之效果與影響

第六章 南宋鈔塩制度之推广 (除く 第六章)

一 南宋国用與鈔塩制關係之概観

(1)南宋国用匱乏之一斑 (2)鈔塩制對於南宋財政上所負之任務

二 淮浙塩鈔法之粉更

(1)淮浙塩鈔制之屢更 (2)倉場支塩制度之罷復 (3)淮浙塩之加饒

三 閩塩鈔制之推行及其罷止

(1)福建鈔塩制與鈔塩錢 (2)鈔法再行於福建及其罷止原因之剖析

四 両広客鈔官般之起仆

(1)両広塩官売通商之経過 (2)広西客鈔官般屢罷屢復理由之探討

五 趙開蜀塩引制

(1)趙開及其引塩法 (2)趙開引法之功效及其流弊

第七章 結論

- 一 鈔塩制與官般官売制對於宋代財政上所負任務之比較觀
- 二 鈔塩制之發展與時代需要之關係
- 三 從鈔塩制研究所得之制度觀

以上本号

なお翻訳するにあたっては、今回も沙鄭軍氏（本学大学院前期課程修了，前蘇州大学歴史系助理研究員）が素訳を試みた。この場を借りて御協力いただいた沙氏に感謝申し上げたい。

五 政和宣和年間の鈔塩制度

『宋史』20及び21徽宗本紀によれば，蔡京は政和元年（1111）6月に復職して太子少師，8月に太子太師と為り，張商英は罷めた。2年（1112）2月に蔡京は太師に復職し，11月に魯国公に封ぜられて再び政治を行い，三日に一度は都堂⁽⁴⁹⁾に行つて事を議した。蔡京は更に進用されて大観4年以來の塩法をまた変えた。その改変は政和2年5月から始められ，『宋会要』食貨25政和2年9月15日の詔によれば，

「洪範八政，食貨為先，理財以義，用財以礼，則民富而国用饒，先王之制也。酒者有司不究本末，不權輕重，悉取鈔法妄意紛更，致耗邦財，民亦重困。刃備空虚，倉廩匱竭。太師楚国公京，興植廢壞，以義置法，曾未朞月，開闔斂散，一出於上，公藏私余，上下與足，朕甚嘉之。其今年五月以後応見行鈔法，洎茶塩法，合伝載者，大小綱目，具著為令，上之御府，頒之有司，以示富国裕民之政，伝之永久，堅若金石，庶幾姦人不敢妄行動搖，以称朕意。」

とある。

この詔を見れば，宋の徽宗は蔡京を再び進用してからのち，大観4年に

(49) 『宋史』472蔡京伝を参考。

為された改革は妄意による変更であることを認めているが、ただ蔡京を信用して盛んに彼の功績であると褒めた。蔡京は政和2年5月に至ってまた如何に新法を改行したか? 『宋史』182食貨志塩中によれば、

「五月、罷官般売、令商旅赴場請販、已般塩並封椿。商旅赴權貨務算請、先至者増支塩以示勸。前転廊已算請鈔未支者、率百緡別輸見緡三分、仍用新鈔帶給旧鈔三分、已算支者、所在抄数別輸帶壳如上法。其算請悉用見緡、而給塩倫次、以全用見緡、不帶旧塩者为上、帶旧塩者次之。帶旧鈔者又次之。三路糴買文鈔、算給七分東南末塩者、聽対見緡支算二分、東北塩亦如之。自余文鈔、毋得一例対算。」

と言っている。

蔡京が行ったものは貼納対帯の外には何も無いが、ただ彼の狙いは根本的には通商を重んじ、銅銭を中都に充実させることで、これ故に東南塩の官搬官売を廃止したのである。官売制度の廃止は、これによって客鈔を順調に通行させられ、權貨務の収入もおのずと大きくすることが出来る。政和3年に蔡京は商利を独占することを欲い、塩についての支請の手続きの上で更に厳しい法を定めて、「裁定買官塩価、囊以三百斤、価以十千、其糴者聽増損隨時、旧加饒脚耗並罷。客塩旧以船貯、改依東北塩用囊、官製糴之、書印及私造貼補、並加茶籠箒法。」⁽⁵⁰⁾とある。換言すれば、当時官製で規定されていた盛茶の籠箒は、その封印題号及び私造貼補の禁と相同じである。盛茶の籠箒は竹子を用いて封印し、官が結びつけて個人ではずすことは許されず、勝手に封をはずした者、及び消し改めた者は百杖き、私造者は80杖き、大小・高下を増損した者は2等を加えた。⁽⁵¹⁾大体当時の塩袋の法は、これになっていた。この種の塩袋は、官において購入し、ただ一回だけの使用で再び使うことは許されなかった。

「受塩支塩官司、析而二之、受於場者、管秤盤囊封、納於倉者、管察視引拋合同号簿、囊二十、則以一折驗合同遞牒給商人外、東南末塩諸場、仍給鈔引号簿、有欲改指別場者、並批銷号簿及鈔引、仍用合同遞牒報所指処

(50) 『宋史』182食貨志塩中政和3年下の文を参照。

(51) 茶籠箒の規定に関しては、『宋会要』食貨30茶法政和2年8月26日の条を参照。

給隨塩引、即已支塩、関所指処籍記。中路改指者倣此。其引繳納、限以一年、有故展、毋得踰半年、限竟、塩未全售者、毀引、以見塩籍於官。止聽鬻其処、⁽⁵²⁾毋得翻改。」とあり、鈔塩の法制の方面はもっと厳密であったと言える。すなわち、蔡京は令が行われないことを恐れて、再び避免の禁を厳にし、沮壞の制を明らかにして扇揺の法を重んじた。また州県が塩客を招誘できたかどうかを以って官位の昇降の標準と為して年・季と比較し、督責を厳しくして処理した。塩法は、ここに至ってことごとく悪智恵と力で奪い取った手腕であると言うべきである。

蔡京は宣和2年(1120)に退任したが、6年(1124)にまた起こして三省を管轄した。時に年齢は已に老いぼれており、事を処理する能力もなく、ほどなくしてまた退任した。徽宗の世が終わるまで極めて短期間を除いて、蔡京は終始権力を握り、欽宗の即位に至ってはじめて降職され、そして亡くなり、しかも北宋もまた終わりを告げた。従って、徽宗の即位から北宋の末に至るまでの、塩政方面に関しておよそ施された措置は、蔡京の政策を以って概括すればよく、上述ようになる。

六 鈔塩制度屢変の効果と影響

蔡京が鈔法を変えた要因、及び崇寧以後の鈔法変遷の経過、情況については已に上で述べた。ただ蔡京が鈔法を変えて得た結果はどうであったか？当時の政治上、社会上に及ぼした影響はまたどうであったか？これらの問題は、吾々が探究して明解にしたいものである。その重要性は、事変の過程の叙述より重要であり、分別して分析しなければならない。

ここにまずその効果について述べる。所謂効果なるものは、ここにおいてはその制度の推行の結果が良かったのか悪かったのかということではなく、ここで討論することは、蔡京がその法を推行して、国家の財賦収入の上でどのくらいの成績があったかということである。

権貨務の収入方面においては、蔡京の鈔法は確かに見るべきものがあった

(52) 『宋史』182食貨志塩中を参照。

た。蔡京が東北塩を解塩消費地区で推行した時、所謂「人皆幸賞、奔湊權貨客鈔⁽⁵³⁾」とあり、確かに「開闢利柄、馳走商賈」と言うことができる。最初に新法を東北塩に推行して、崇寧元年9月から2年9月までの一年間に權貨務が取得した錢は、1,648,626貫、塩のコストは僅か147,073貫でしかなく、その息錢は1,501,553貫となり、10倍以上の利益であった。

収入の数字の方面については、本文では列挙しない。ただここで、一つおもしろいことを挙げて証明と為す。蔡京の息子の蔡攸が著した『国史後補』塩法篇に、

『鈔法既行、一日權貨務申、入納見錢已積三百万緡、魯公(指蔡京)將上進呈、上駭曰、「直有爾許邪」?蓋前皆患不給、未嘗有積鏹如是、故上駭之。張丞相商英、時為中書侍郎、忽僂進曰、「啓陛下、皆虛錢、魯公愕然、即奏曰「臣掘有司申如此、商英今以為虛錢、乞命商英與臣各選差官檢点虛實以聞」、上曰、「可」。既下殿、各差郎官一人、檢点字号、分明各在庫也。翌日、奏聞。上顧張丞相曰、「卿以為虛錢何故」?張丞相大慚、曰、「臣為人所誤」、而張由是不安。⁽⁵⁴⁾』

(53) 南宋の胡宏の『五嶺集』巻3向侍郎行状の語。

(54) 煇考えるに、蔡攸の『国史後補』鹽法篇のこの条は、『長編紀事本末』131の原注を引用した『長編拾補』22崇寧2年8月戊申の条を参考している。又考えるに、『宋史』20徽宗本紀では、蔡京は大觀3年6月丁丑を以って罷め、11月己巳に楚国公に封ぜられる。辭職、なお『哲宗實錄』では一日を指摘している。4年2月乙丑に張商英が初めて中書侍郎となる。4月癸未に蔡京が『哲宗實錄』を上る。5月甲午に蔡京を降職して太子少保となす。6月乙亥に張商英は尚書右僕射兼中書侍郎となる。政和元年6月甲寅に蔡京は復して太子少師となり、8月乙未に太子太師となる。丁己に張商英は罷め、10月辛亥に降職されて崇信軍節度副使となる。

蔡攸の『国史後補』に張商英が中書侍郎となった時のことを言って、張商英が中書侍郎の期間は、大觀4年2月から政和元年8月としている。しかし張商英が中書侍郎になる前に蔡京は已に辭職しており、『宋史』472蔡京伝によれば、蔡京は降職されて太子少保となって居を杭州を移し、大觀4年5月以後は杭州に居住している。蔡京伝には又「政和二年召還京師、復輔政」と言っており、政和2年には張商英は已に相を罷め、かつ降職されている。どうして張商英と蔡京とが宮城の庭で対面して論争ができるのであろうか?

たとえ『宋史』蔡京伝の言うところが粗忽であったとしても、蔡京が召還されたのは政和元年6月以前である。ただ『宋会要』食貨25政和2年9月15日の詔、及び『宋史』182食貨志塩中によれば、蔡京が復歸して鈔法を改めたのが政和2年5月であり、その時には張商英は已に降職されている。蔡攸が記するところの事は、時間の上から相合性がなく、しばらくは記載された文章をここでは疑う。

と言っている。

蔡攸が父の事を記しているのでこじつけは免れず、必ずしも全部は信じることは出来ないが、ただ蔡京が鈔法を行えば商賈は商活動に走り、その結果中都に積銭が甚だ多くなったことは信じてよいようである。『文献通考』16征榷考3及び『宋史』182食貨志には以下のように言っている。蔡京は魏伯弼を委信して榷貨務を主宰させ、政和6年(1116)には塩課が4,000万緡に達した。官吏はみな進秩され、7年にはまた課によって賞を給された。魏伯弼は短期間に次々と昇遷して、官を積んで通議大夫、徽猷閣待制に至った。魏伯弼には秘めた計略があるのではなく、ただ交引戸と関わりを持ち、およそ商客が算請する時には、大体 $\frac{4}{10}$ を引き留めて入納の数に充てた。従って他の者が入納の数を増そうと努めるのは、皇帝に隠れて数をごまかして虚数を張ることはこの上もないことだと。不正が無いこともなかったが、ただ入納した数が大きなこともやはり事実である。政和年間に再び塩法を変更した時の魏伯弼の建言を見れば、当時の収入の巨大さが分かる。

「朝廷所以開闢利柄，馳走商賈，不煩号令，億万之錢，輻湊而至，御府頒索，百司支費，歲用之外，沛然有余，則榷塩之入，可謂厚矣。頃年塩法未有一定之制，隨時變革，以便公私，防閑未定，姦弊百出，自政和立法之後，頓絶弊源，公私兼利。異時一日所取，不過二万緡，則已詫其太多，今日之納，乃常及四五万貫，以歲計之，有一郡之客鈔錢及五十余万貫者，処州是也。有一州倉而客人請塩及四十万袋者，泰州是也。新法於今纔二年，而所収已及四千万貫，雖伝記所載貫朽錢流者，¹³⁵¹實未足為今日道也。伏乞以通収四千万貫之數，宣付史館，以示富國裕民之政。」

とある。

上述の種々の資料を根拠として、蔡京が錢を中都に充たしたことが証明できる。彼が行った鈔法は、確かに相当な効果をあげ、徽宗がなぜ蔡京を寵愛し信用して、罷めさせても復用し、倒れてもまた復起させたのか、吾々はこの一端からも已に有力な答えを得ることが出来る。これは吾々が史

65) この文は『文献通考』16征榷考3、また『宋史』182食貨志塩中を参考。

実によって得られる一方面的の見方である。

しかしここで、一事に注意しなければならないものがある。すなわち、蔡京が鈔法を東南に推行して、通商を以って官搬官売に代替したことである。以前の官売の塩息銭の割り振りは、 $\frac{1}{3}$ は河北沿辺の糶買に、この外の一部分は亭戸の塩本銭への支給、及び種々の塩と関係する方面への支用に、一部分は漕計にそれぞれ支出されていたので、地方歳計は官売の塩息銭によって欠乏することはなく、従って官搬官売の塩銭に頼っていたと言える。蔡京の所謂効果は、即ち以前支出していた各方面の支用の銭を大部分は京師に集中させたことであり、当然すばらしい成績をあげた。しかしその反面鈔法を推行した結果は、地方財政に対して根本的な影響を発生させた。

『宋史』182食貨志塩中大観4年の下に載した徽宗の詔に、「東南六路、元豊年額売塩銭、以緡計之、諸路各不下数十万、自行鈔法、漕計窘匱」と言っており、鈔法を行って以後、財政支配の系統に変動が発生した所以は、陳止齋の所謂「塩鈔盡歸於榷貨務、不在州県」であり、胡安国の所謂「利通外計者悉歸朝廷」が即ちこのことを指している。州県では民は自給することが出来なくなり、国家による重税の搾取が起こった。

東南塩は官搬官売制度の下にあっては、民間の紬絹を和買するのに使われ、国家は毎年民に蠶塩を給して償いと為していた。しかし崇寧年間に鈔法が行われてから、国家が民帛を和買しても殆ど償いを為していない。当時封樁銭を借りて民に対して償わせる令はあったが、ただ銭は空名であって、曾て江西のある一県で負欠の民銭が50万緡に至り、無知な小民は告訴する所もなく、怒り悲しみを天に向かって叫んでも応答もなく、いたずらに叫んでもどうすることも出来なかった、という例がある。

又国家は以前には塩利をもって和糶していたので、凶年の歳でも銭が欠乏することはなかったが、鈔法を行って以後、州県は重ねて百姓の耗米を取ってこれを給し、民より借りたものには償うものは無く、無名の取り立てが無茶苦茶に出、これらはみな鈔法を行った結果であった。⁽⁵⁶⁾

(56) 次ページに記載。

胡安国の『恤民論』は、蔡京が鈔法を行って以後の影響について言っており、湖南一路を挙げて例と為して比較的に具体的であるので、いま試みにこれを挙げて証明してみよう。彼は、東南六路の塩利が朝廷に帰した後、の諸路の情況を言って、

「諸路空乏、乃復百種誅求、猶不能給、民窮為盜、遂失歲入常賦以數千萬計、則塩法實致之耳……略以湖南一路言之、昔日歲課一百万緡、本路得自用者居其半、故斂不及民而上下足。變法以來、既盡歸之朝廷、則本路諸色支費、皆出橫斂、至如上供旧資塩息者、猶不蠲除、民所以益困也。又略以道州一郡言之、歲認上供錢二万緡、往時本州歲売塩息、常倍此數、故斂不及民、而上下足。今上供錢仍旧、而塩息不復有矣。乃至以麴引均科、此民所以益困也。又略以束陽一邑言之、有未變法以前官所自運塩、有既變法後、客所拘納塩、封樁日久、既緣軍期支用、而塩司必欲追索、朝旨亦令撥還、不知何自而出、豈得不取於民、此民所以益困也。以一路一郡一県觀之、則他処可知矣。」⁽⁵⁷⁾

とある。

胡安国のこの論は、南渡の初めの頃にあがったものであるといっても、それにしても鈔法が変わって以後もまた地方に対して発生した一般的な影響が見えている。要するにこれによって、東南六路に鈔法を行い官売を廃

(66) 南宋の汪藻の『浮溪集』24朝散大夫直龍圖閣張公(根)行状に、「自崇寧行塩鈔法、和買民帛、率不得償、雖朝廷令借封樁錢、而錢特空名、公乃大發常平米、計直予民、猶不能半。會星變、大赦、則奏自祖宗以來、歲給蠶塩以取民輸、今民既輸五年、而一県有負民五十万緡者、將何所控告、謂宜因需恩盡給、今歲租百四十万斛、給中都百二十万、而官兵度五十万、使歲入如數、猶欠四千万。旧以塩利三十余万緡和糴、故凶歲不乏、自更法以來、州県重取百姓耗米以給、民既不堪其苛、而和買四十万緡、復以無所從出之錢給之、民心易搖、不可不慮、議者謂徒虧權貨務額、此豈知社稷至計哉。未報間、會詔書許諸路監司實封言事、公言本路去歲詔捐租四十万、而戸部費發如數、祖宗立東南上供額六百万斛、賜發運司本錢數百万緡、使歲廣糴以備非常、隨補隨取、此万世良法也、自希恩者以為羨余獻之、故朝廷不足、則下諸路補發、勢必敷於民、為無窮之害、緣此漕計窘乏、無名之斂百出、臣以為補發不當復催、盡以塩額還漕司、糴本還發運司便、已而運塩復元豐旧法、稍以塩還民、公力為多」と言っている。この文は、蔡京が官撤を廃止して以後如何に影響があったかの参考資料となすべきである。煇考えるに、この文は、張根が大觀4年以前に提挙江南西路常平等事になった時のことを指して言っている。

(67) 胡寅の『斐然集』25先公行状を参照。

止して以後は、州県の地方経費は自給するには不足し、しかも上供するものは以前と同じで、従って州県がこれより民から重税を搾取し、民の生活が日ごとに苦しくなっていたことが分かる。

その次は則ち北宋の漕運制度である。毎年東南六路の上供米600万斛が京師に運ばれた。糧船の運米は真・揚等州の転般倉に至って卸され、その後塩を載して帰り、これを以って経費に充てていた。従って漕計は欠乏することはなく、しかも民力もまた十分に足りた。塩課が権貨務に帰してから、漕計はこれによって困乏し、しかも糧船の押綱使臣、篙工、舵師は、以前の塩の官運の時には機会に乗じて私に塩を売って戻ってから厚利を獲得し、舟人は船に乗ることによって家を造り、一たび損漏があってもすぐに補修して久しく壊れなくするように出来た。しかし塩が商運に帰するに及んで舟人は、往来の私販の利を失って遂に官物を侵盗し、船が壊れても修理をすることもなく、その結果宋初以来の転般制度はこれによって廃止⁽⁵⁸⁾された。

民生の方面については、商客が鈔で請塩すれば指定された州県に般載して販易し、出売する州県がこれを用いて課額と為し、売塩の多寡を以て州県の官吏の考績の標準と為した。提举塩事司が厳しく監督をし、「州県望風畏威，競為刻虐，由是東南諸州，每県三等以上戸，俱以物産高下，勒認塩数之多寡，上戸歳限有至千緡，第三等末戸，不下三五十貫，籍為定数，使依数販易以足歳額，或稍愆期，鞭撻隨之，一県歳額有三五万緡⁽⁵⁹⁾」の者、「計口數及嬰孩，広数下逮馳畜」，名は商売であるが、やはり強制的に征税することは免れていない。同時に鈔法は屢々変更され、民はどう身を処してよいのか分からず、例えば貼納、対帶循環などいろいろな手口が出された。方輦の『論列蔡京章疏』には、

「数年間，行塩鈔法，朝行夕改，昔是今非，以此脱賺客旅財物，道途行旅，謂朝廷法令，信如寒暑，未行挾旬，又報塩法變矣。鈔為故紙，為棄物，家財

(58) 胡宏の『五峯集』卷3 向侍郎行狀、及び明陸深の『谿山余話』を参照。

(59) 『宋史』182食貨志塩中大觀4年の毛注の奏を参照。

蕩盡，赴水自縊，客死異鄉，孤兒寡婦，号泣籲天者，不知其幾千万人，聞之者為之傷心，見之者為之流涕。⁽⁶⁰⁾」

と言っている。

劉安上の『再論蔡京』にもまた「錢鈔本自流通，京乃朝行夕改，商販不行，棄妻鬻子，或致自經⁽⁶¹⁾」と言っている。これは則ち蔡京の鈔法は屢々変更され、商客が巨万の鈔を持っても国家には更鈔の資源はなく、一瞬にして廢紙となって、朝には豪商であっても夕には流れ乞食となり、河に行って自殺をし、或いは首をつることも免がれなかった。社会民生においては、当時は確かに不良の影響があり、人民の中には恨んでいる者も極めて多く、これも当然のことであったと思われる。王明清の『揮塵後録』巻8に、蔡京が罷免されて潭州に行く時に、道中で飲食物を販売している者が、あの人が蔡氏だと知るとみな彼に敢えて品物を売らず、罵って何でもきたない言葉を浴びせた。蔡京が民意を失いこれほどまでに至ったのは、すなわち必然的な原因もあることである、と言っている。

第七章 結 論

著者は宋代の鈔塩制度を研究する上で、二つの目的を持っている。一つは靜態的な方面からこの制度の真相を考察することであり、また一つは動態的な方面からこの制度の發展を考察することである。前者に関しては、ただ群索を遍考するだけで、それ以外の方法が見当らないので、宋代の塩制と関係のあるおよその資料を出来るだけまとめて整理した。およそは宋代の正史、民間で書かれた文集や筆記された奏議等で、資料として利用出来るものがあれば、著者の及ぶところの力で隱微な部分を明らかにし、また沈下したものを吊り上げた。しかし完全に残すところがないように網羅したとは言えないが、主要な資料は大抵已に引用し、このような方法で事

(60) 方軫の『論蔡京章疏』は、宋の王明清の『揮塵後録』巻3を参考にしている。

(61) 宋の劉安上の『劉給諫文集』巻1に論蔡京及び再論蔡京の二つの叙述があり、本文は再論蔡京の第四罪を引用した。安上は字は元礼で永嘉の人。

実の真相を究明したいと考えている。この種の制度、及びこの種の制度と関係している各方面について十分に分析するために、全文を三編に分けている。すなわち、第一編で、宋代の塩の生産・運搬・販売制度を一通り概述して、宋代塩制の全般的な機構を個別に究明し、同時に鈔塩制が全体的な系統の中で一つの重要なポイントを占めていることを明らかにした。第二・第三編では、専ら集中して宋代の鈔塩制度の研究、すなわち、第二編は横断的な方面から着手して、塩制と関連している各部門を個別に提出して検討し、第三編は縦断的な方面から着手して、この種の制度の由来から変遷を叙述し、同時にその原因及びその各方面の種々関係を説明した。

勿論、本文は一方面に偏っての究明には注意をしているが、著者の目的は制度の内容を出来るだけ詳しく分析することだけでなく、主要な目的はやはりこの種の制度を考察し、発生・存在・変遷の過程の中から、それが宋代の財政に対して負わされた任務、如何にその任務を達成したか、及びその各時代の中での各方面との関係を探究することにある。換言すれば、この種の制度の動的な研究に偏重し、ただ単に静的な研究だけではないということである。

鈔塩制の各時期における状況については、已に上述の各章で見たのでここでは述べないが、この種の制度の動的な方面については、ここに分別して討論すれば次のようになる。

一 鈔塩制と官搬官売制とが宋代財政上に負った任務の比較

宋代の官搬官売制度は、前代の五代の旧制を承けた。唐代に形成された藩鎮割拠の局面はそのまま五代に続き、中央は地方に対して制御と支配の実権を失い、機構的には下部が強くて上部は弱くなっていた。政治の方面にしろ、経済の方面にしろ、みなこうした状況であり、特に「自唐末兵興、方鎮皆留財賦自贍、名曰留使留州、其上供殊鮮。五代疆境迫蹙、藩鎮益強、率令部曲主場院、厚斂以自奉。」という実態であった。すなわちその結果、地方の収入はただ地方の用にしか供給されなくなっていた。宋の太祖は乾

徳3年に諸州に詔して、経費として支出した外のすべての金帛は宮内に送り、占用・留用することのないようにした。しかし現実には慣例が已に形成され、各方面との関係もかなり強い結びつきを持っていたので、直ちに改革は容易なものではなかった。例えば、馬端臨が『文献通考』23国用考の中で陳止齋の語を引用して、宋は「開国以来、訖於至和、天下財物、皆蔵州郡。」と言っているのが嘘語ではないことを示している。また羅從彦の『豫章先生集』巻1遵堯録の中に、宋の太祖は李漢超を齊州防禦使と為し、丸々一州の賦全部を彼に提供し、士を養わせたとある。これを見ると、一地方の財物を以って専ら一人の武人に提供して自由に使用させているが、宋初にもこの例があったことが分かる。吾々は既に唐末から宋に至る地方財政は、地方の用に供給することを原則として、この種の原則を基礎として種々の制度がつくられたことを理解した。そしてその作用がどうであったのかもまた明瞭にした。塩課は国家の主要な税収で、塩の生産・販売は群雄割拠の局面の状況下では、当然自らの勢力が及ぶ範囲内では自分が自由に処理し、所得した塩息もまた自然に地方経費を充足した。官搬官売制においても、その主要な作用はここにある。宋は五代の後を承け、政治上では全国的統一をなしたとは言え、制度上ではまだ俄には改革・変更はなしておらず、かつまたなすことも容易なことではなかった。江・湖・淮・浙等六路の塩の官売は、その後歳額240万緡を以って軍資庫に送って封椿し、河北の糧草の価銭の支還として準備をしたが、入ったところの塩息の大部分はやはり地方の歳計に供応され、このことは、その他の各路に至っても更に言うまでもないことである。一言でこれをいえば、宋代の食塩の官搬官売制度は、所得した塩息は主として地方の歳計に供給され、しかもこの種の制度は、則ち最初は前代を承け、その後受け継がれて慣例と為り、容易に改革することは難しくなって、改革すると則ち影響が地方の経費に及んだ。これは吾々が、宋代の官搬官売制の任務として得た主要な概念である。

通商制度については、則ちこれとは違う。商人が権貨務で鈔引を購買し、

産塩地に至って塩を受け、指定された地方に至って貨売する。宋初に京西の八州軍で行われていた通商の如きで、その制は已にこうした形で行われていた。沿辺において入中の制度を行うに及んで、商人が沿辺の州軍で芻糧を入中すれば券を支給した。この種の券は唐代の飛錢、宋代の便錢に相当するもので、一種の有価証券を代表するものである。商人が券を持って京師に至れば、見錢を領取でき、見錢が欠乏すれば則ち茶・塩・香葉・犀角・象牙・礬貨等を以って折博した。折博を司って総制しているのは權貨務で、これによってその利は京師にあり、後に取引塩鈔の交易を沿辺州軍に帰することになって、中央は沿辺に出すべき糶買の見錢を減ずることが出来、また辺郡では芻粟の儲積を取得できて、塩利の収入はただ中央においてのみではなかった。宋の徽宗の崇寧以後は、蔡京が鈔法を東南に推し広め、權貨務は直ちに塩鈔の交易所と為って、塩息の収入は中都に帰することとなった。中央は塩息を利用して種々の支用ができ、南渡以後は国用の十分の八、九の資金は塩より取り、塩錢はどのようにして発生したのか？発端は商人の収入に依頼することであった。

従って、官売通商、両者はともに国家の収入であるが、塩息錢が集められるところは、一つは則ち地方に帰し、一つは則ち中都に入って、地方に帰されたものは地方の使用に供され、中都に入れられたものは中枢に帰して直接使用された。二種の制度が国家財政に対して負うところの任務は、全く違う。これらのことを明らかに出来れば、吾々は進んでこの二種の制度の宋代における勢力の消長、及びその変遷の過程を検討すべきである。

二 鈔塩制の発展と時代の需要の関係

鈔塩制の発展は、著者が研究した結果から見れば、極めて明らかな痕跡を尋ねることが出来る。すなわちその発展の所以は、時代の需要と極めて密接な関係にある。吾々は宋初の通商を観察すれば、ただそれは局部的に推し広められたに過ぎなく、重大視するには及ばない。一般的に言えば、宋初の塩制は官搬官売に重点が置かれていたのである。『宋太宗実録』33

及び『宋会要』食貨23によって、太宗の雍熙元年に江、浙の塩は一度通商とされたが、翌年に諸州でそれは不便であるとの声が多く出たので、官搬官売に回復したことを知ることが出来る。『宋史』277何蒙伝に、真宗即位の時に何蒙は「請開淮南塩禁，時卜袞楊允恭輩方以禁塩為便，共排抑之。」と言っている。また真宗の咸平4年に直史館孫冕もまた江・淮・荆湖に通商売塩を許可し、沿辺における糧草の折中、或いは在京における錢帛、金銀の納入を請うたが、吏部侍郎陳恕等により阻止され、孫冕の提案は実行されなかった。これを見て分かることは、産塩によって利益の最も多かった東南塩は、宋初には通商の法は実施されておらず、その原因はどこにあったのか？吾々は説明を加えなければならない。当時は開国して日が経っていないので国力はまだ十分ではなく、君主は民に務めて休養生息することを欲し、前代の旧制を沿承して軽率に改革することを願っておらず、改革をすれば則ち地方の歳計に影響を及ぼす状況であった。陳恕が通商に反対した理由は、即ち「居常広費，猶或闕供，今若悉許通商，則必頓無儲擬，未有別錢備用」の語があって明らかにすることが出来る。また当時、契丹及び西夏の侵入があったが、国力には余裕があり、沿辺での入中、また江・淮塩の援助を少し得ればすぐに対処でき、通商制度を推行する必要はなかった。しかも交引塩制はまだ萌芽の時期にあって、推行してまだ日は経たず、当然普遍的に推行されていたわけではなく、つまり宋初では官搬官売の塩制が優勢であった理由はここにある。

宋の仁宗の宝元・康定年間に至って、宋と西夏との激戦によって沿辺では芻糧の需要が至急となり、入中虚估の弊害は日に日に甚しさを増し、遂には京師の見銭の耗費は極めて巨大なものとなったが、解塩は十分には利用出来なかった。慶暦年間に至って、宋と西夏は講和を締結し、辺事は暫く止んだ。しかし芻糧の需要は、戦争時のように急なことはないにしても、烽火は常に警報して、辺備は撤去せず、辺儲はなお備えなければならなかった。ただ余暇があるので、芻糧と食塩の関係のみを調整するに過ぎなかった。その時に范祥が出て鈔塩法を創めて行った。所謂鈔塩法は、交引塩

制を踏襲したもので、しかもそれに改善を加えたものである。鈔制がひとたび行われると、沿辺で見銭を入中させ、その見銭を以て芻粟を糶買し、入中した商人に対しては解塩を以て償還した。ここに至って解塩は十分に利用され、同時に通商制度が解塩の消費区域全体に推し広められた。すなわち通商制度は、鈔法を改行することによって収入が非常に巨大となり、そのために辺費の $\frac{8}{10}$ を援助出来た。通商制度は、仁宗より以後に漸くその利が知られるようになった。例えば、李覲が自らの著書『富国策』9の中で「今日之宜莫如通商，通商則公利不減而塩無滯」と言っている（李覲『直講先生文集』16を見よ）。盛度・王隨が天聖年間に通商を画策し、解塩の通商を主張した最有力者であったことは殊更ここでは贅言しない。その他、例えば欧陽修等も例外なく解塩の通商を主張している（欧陽修『居士集』45通進司上書を見よ）。その実は、通商制度は収入の面では決して官搬官売制に比較して多くはないのであるが、主として通商制度ではその塩息の収入は、国家が直接に支配することができ、国家はこれを利用して沿辺の糶買を対処できたのである。吾々は宝元・康定年間の宋と西夏の衝突より以後、国家の財力は已に極めて困難で差し迫っており、その一方で沿辺の軍隊の駐屯もまた一日たりとも撤去できず、沿辺の軍備も一日も開放することもできなかつたこと、即ち、一日の芻糧の需要は、国家の財力が欠乏している所で対処しにくい勢いであつたことが分かる。この種の状況下にあつて、陝西における糧草の購入は、ただ解塩に頼るしかなく、塩息はどこから来るのか、これもまた通商に頼るしかなかつた。従つて范宗傑が官売制を回復しようとしたが実行されず、しかしまた一方では官搬は民を擾す原因ともなつていた。その主要な原因は、やはり国家が塩銭を頼りとして沿辺の糶買を援助しなければならないところにあつた。范祥の主張は、すべての解塩地域では一律に通商とすることで、これの実施をみたその原因はここにある。彼が創行した鈔塩制度は、これまでの交引塩制を踏襲したに過ぎないが、それに改善を加えて上には国を利し、下には民を苦しめさせないようにした。これを見て通商制度の発展は、交引塩制を改変して鈔塩

制とし、根本的には時代環境の需要が原因だったことが分かる。

范祥の鈔塩制は立派なもので、しかも実りのあるものであったが、所謂効果というものは制限の無いものでもなく、民が塩を食べる数には一定の量があり、従って塩を販売する数にもまた常量があり、毎年の販売数の多少によって鈔を発行するのに制限があるので、久しい間にわたれば弊害は発生しない。熙寧年間以後は出鈔が多く、しかも濫発気味となった。すなわち鈔が定額を超えて発行されれば鈔の価格は安くなり、鈔の価格が安くなれば塩の値段もまた下がる。このことが熙寧年間末の鈔法の大壊の原因となった。鈔法が壊れたと言っても、これが原因となって通商制度が廃棄されたというのではなく、熙寧10年の改革はここに原因があったということである。鈔塩制度は、当時においては根本的に政府によって依頼され、また沿辺糶買に対処するための必要手段であったと見るべきである。

徽宗の崇寧年間の初めに至って、蔡京が国政を司るに及んだ時、丁度解池が水勢で破壊されて生産性が低くなり、そのために国家はこれまで依頼していた解塩の利を忽ちにして失ったが、沿辺における芻糧の需要は以前と変わらない。解塩を依頼しての芻糧の糶買の維持は、もはや以前のようにできない。ここで鈔塩制がこの機会に乗じて、しかも必要があるので東北・東南地域において推し広められた。これより塩が国用に資する割合は更に顕著となった。鈔塩制は、官搬官売制と比較すれば、国を大いに利し、ここに至って已に公認された事実となった。なお一点吾々が知るべきものがある。則ち、この時期より以前にあっては、解塩の通商はただ沿辺の糶買に対処し、政府は見銭の支出を減ずることのみを頼っていたに過ぎなかったことである。鈔塩法を東北・東南地域の末塩に推し広めてから、塩息の収入は固よりただ沿辺の糶買に対処するだけではなく、かえって国用の為に依頼できる主要な財源となった。試みに崇寧4年を見ると、解池はいまでは已に復興して、生産はすべて旧額と同じ程で、しかも鈔塩法は東南に推し広められ、政府は鈔法で収めた塩息銭をもって軍隊・国家の費用に充てたいと考えていた。鈔塩制が榷貨務の収入に対して貫朽銭流の現

象を起こし、官搬官売と比較すれば、東南塩は以前に助糶した数は240余万緡に過ぎなかったが、鈔法を行って以後はともすれば数千万緡となり、政府がどちらの措置を選択するかは問わずとも知れたことである。

南渡以後宋の版図は日に日に縮小され、戦争の擾攘は毎年止まなかった。政府は一方では版図の回復を志図しているがそれには期限が無く、養兵備戦に必要な費用は極めて巨大なのに塩の生産は昔ほどではない。国用のために塩から取った数量は、北宋の時が一番甚しい。この種の状況下において、膨大な軍費に対処するためには、ただ塩に依頼するよりほかになかった。銭は何より来るのか？これもまたただ通商制度に依頼するだけである。南宋で鈔塩制が推し広められたのは必然の勢いで、川陝の一軍隊の年間費用は4,000万緡、多くは塩酒から取得した。ここにおいて趙応祥は塩酒の法を変更し、蔡京の合同場制度を真似て引塩法を行った。福建・両広では以前には官搬官売制が行われていたが、南宋に至って鈔塩制が推し広められた。時代の環境から推し量れば、国家は本当にこれらの実施を必要としていたのである。しかし国家財政上の必要は一事であるが、地方の環境がこれを許容するかどうか、則ち又別の一つの問題である。

福州八州軍のうち、上四州軍は以前には官搬官売制が行われ、下四州軍は産塩区域であったので官搬官売制を容易に施行しづらく、産塩の法を行った。福建は根本的には地は瘦せて弱々しく、民は貧しく、又制度が統一されていないので鈔塩制は推し広めにくく、建炎年間の末に施行したがすぐに止められた。福建ではただ上四州軍、すなわち建・劍・汀・邵で鈔制が推行されたが、その他の大部分の地域で施行されなかった主要な理由は、地方は狭小、収入は多くなく、商旅は難行し、販路は広くなく、しかも歳計の多くは塩から取ったものが極めて巨大で、一旦鈔法を推し広めると州県の収入はすぐに欠損し、この地方の経費に対しての影響は甚だ巨大で、しかも国家の所得も多く無かったからである。政府はこれらについてはまだ重視してなく、鈔法は施行されなかった。

広西の状況は、福建と多少相似通ったところがあったので、鈔法は容易

に施行できず、従って屢々施行されては屢々罷められた。これに関して吾々が注意しなければならない事は、鈔塩制の問題である。政府が鈔塩制の推行について、その目的は中央の収入を増加させることであり、福建・広西で鈔法を行わないで官搬官売を回復した原因は、やはり毎年鈔塩銭を中央に押送しなければならないからであった。つまり福建・広西には各々20万緡以上の負担があった。地方の歳計は塩息から取給したものが多く、また数十万緡が増加されれば、形の無いままに人民の負担も増加し、結局は福建・広西で鈔法を行うことは勿論適当なことではなく、官搬官売の制を回復しても抑配を免れずして民を擾した。その原因はここにある。

要するに、官搬官売塩制と鈔塩制は、両者が国家財政上で負わされた任務は同じではなく、政府は軍需の切迫、財政の欠乏の時に鈔法を推行するのが有利で、そのことによって中央の収入を増加させる。従って鈔塩制が次第に発展したのである。初めは僅か一隅で行われただけのものが、その後には需要の増加によって次第に推し広められた。初めは一方面の糶買に対処したものが、後には転じて軍事・国家の需要に対処されたようになった。両宋の鈔塩制は、時代の需要の増加に伴って次第に発展・変遷し、その跡は手のひらをゆびさすように明らかである。

三 鈔塩制の研究から得た制度観

宋三百年間における鈔塩制の発生・存在と変遷を観察して、この種の制度について吾々は幾つかの基本的な概念が得られ、これらの概念は或いはすべての制度の中でも見られるのかも知れない。

(一)鈔塩制度の発生・存在・変遷は必然性があり、決して偶然に出現するものではない。発生の方からこれを言えば、北宋は契丹と西夏との擾があり、その後には沿辺に広く軍隊を駐屯させ、駐屯によって芻糧を需要し、芻糧を需要することによって商客を招いて入中させ、入中させることによって京師の緡銭は消耗し、国家にはそれに供給するだけの銭が無くなった。そこで国营の茶・塩・香・礬等物を以って折博させ、その結果折博が虚估

の弊害を生み、ここにおいて鈔塩制を創行した。これが一方面である。一言でまとめれば、先に時代の需要があって、しかる後に需要に適合する制度が生まれた。しかし、需要はただ需要のみであって、どのような制度を以ってこれに適應させるのか？これについて吾々は、需要が制度の性質を決定できることを承認したが、直接に制度の類型は作り出せないことが分かった。制度の発生は、一つには歴史の要因がある。例えば、唐代の飛錢制度があり、その後には宋初の便錢があり、便錢があればその後には沿辺の便糴があった。便糴の折博方式があればその後には鈔塩制があった。従って鈔塩制は、この兩種の主要な要因が交織されて形成した結果であって、決して偶然に出てきた可能性はない。

(二)鈔塩制度の存在は依頼性がある。吾々は第(一)項を觀察した結果から、一種制度は決して単独に存在する可能性はなく、制度の存在は必ずその他の方面と互いに関係があり、依頼しあうことが分かった。所謂その他の方面とは、即ち鈔塩制と関連する各方面を指して言う。最も顕著なものは、兩宋における外患による逼迫した軍費の供給の問題であった。北宋においては、河北・河東・陝西三路の沿辺に便糴があった。南宋においては、御前諸軍の軍費及び徽宗の崇寧年間以後の種々の方面の費用の支出に対して鈔塩錢からその資金を取った。鈔塩制度の発展・変遷は、常にその影響を受けた。換言すれば、鈔塩制度の発展・変遷は、外部の条件と密接な関係があった。従ってこの種の制度を理解するためには、この種の制度と関連している種々の方面を、すなわちお互いの間の関係を理解しなければならない。

(三)鈔塩制自体に適應性と可変性がある。吾々が鈔塩制度を研究して得た結果は、この種の制度はいつでも、どこでも変化が発生し、如何なる前後の兩時代の同じ様な制度と比較すると、その内容に多少の差異があることを感ずることである。所謂その差異は変遷である。これによって、制度自体はすこしも変わらないことはないことが分かった。いつでも、どこでも違う需要があれば、則ちこの種の制度は需要に適應するために生まれ、同

時に調整もしなければならぬ。従って一種制度は、一定範囲以内では調整をして需要に適応させる。これによって吾々は、制度自体に適応性と可能性とがあることを知るべきである。